（別紙様式３６－５）

**煙火火薬庫「保安検査」事前調査票**

 作成者職・氏名

 連絡先電話番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 代表者職・氏名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 電話番号 |  | ファックス番号 |  |
| 取 扱 保 安 責 任 者 | 資格 | 正（甲・乙） | 副（甲・乙） | 代理（甲・乙） |
| 氏名 |  |  |  |
| 煙火火薬類の所在地 |   |
| 煙火火薬庫 | 許可火薬類の種類 | 許可貯蔵量㎏ | 定期自主検査実施日　　年度 第１回 年　　月　　日 第２回 年　　月　　日 |
|  号棟 |  |  |
|  号棟 |  |  |
|  号棟 |  |  |
|  号棟 |  |  |
| 第１種保安物件名法定保安距離 ㍍申請書面保安距離 ㍍実測保安距離 ㍍ | 第２種保安物件名 法定保安距離  ㍍ 申請書面保安距離 ㍍ 実測保安距離  ㍍ | 第３種保安物件名 法定保安距離  ㍍申請書面保安距離 ㍍実測保安距離  ㍍ | 第４種保安物件名 法定保安距離  ㍍申請書面保安距離 ㍍実測保安距離  ㍍ |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 規則２４条１号 | 湿地を避けた位置とする。 | 地盤の湿気の状態を確認すること。 | 適　・　否 |
| 構造 | 同２８条１号及び２号 | 鉄筋コンクリート造（壁厚１０㌢以上）補強コンクリートブロック造（壁厚１９以上）平屋建で堅牢高位で排水に留意する。 | ヒビ割れ、風化等がないこと。排水溝の詰まりがないこと。 | 適　・　否 |
| 土堤等 | 同２８条４号 | 最大２㌧を超える場合は土堤又は簡易土堤。２㌧以下の場合は土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲む。 | 規則第３１条（土堤）、第３１条の２（簡易土堤）第３１条の３（防爆壁）の構造等の基準に適合していること。 | 適　・　否 |
| 扉 | 同２４条４号 | 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。  | 外扉は厚さ３mm以上の鉄板とすること。内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。 |  適　・　否 |
| 床高通気孔 | 同２４条６号 | 床高は地盤面から３０㌢以上。床に２個以上の通気孔を設け、金網を張る。（幅20㌢以上の通気孔には約５㌢間隔で直径１㌢以上の鉄棒をはめ込む。） | 床面の破損がないこと。通気孔の金網破損がないこと。通気孔を設けない場合は、床と地盤面の間に、防湿フィルムを敷設するか、床面に防湿塗料を塗布すること。 |  適　・　否 |
| 床 | 同２４条７号 | 床面は板張りで鉄類を表さない。 | 床板の割れ、釘の浮きがないこと。 | 適　・　否 |
| 換気孔 | 同２４条８号 | 金網張り、火薬庫の大きさにより天井に１個以上、両つまに各１個付ける。 | 換気孔の金網の破損がないこと。 | 適　・　否 |
| 暖房 | 同２４条９号 | 暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。 | 次のいずれかの基準に適合すること。①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱対の側面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む場合、吹き出し口の温度は５０度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏４０度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。 | 該当無し適　・　否 |
| 照明 | 同２４条１０号 | 照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断機、開閉器は庫外に設置する。 | 防爆式電灯であること。スイッチ等は庫外にあること。 | 該当無し適　・　否 |
| 屋根 | 同２４条１１号 | 木造、屋根の外面は金属板・スレート板・瓦等の不燃物とする。 | 雨といの破損、詰まりがないこと。雨もりがないこと。 | 適　・　否 |
| 避雷装置 | 同２４条１２号 | 避雷装置を設ける。 | 平成２７年経済産業省告示第１４５号の基準に適合していること。 | 適　・　否 |
| 警戒・消火設備 | 同２４条１４号 | 警戒札及び貯水槽の設置、境界に沿って２㍍以上の空地を設け、境界に有刺鉄線等を張る。 | 境界柵に破損がないこと。警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳禁」等）は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。 | 適　・　否 |

　◆**土堤の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 同３１条１号 | 土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで１㍍以上の距離においてできるだけ接近して構築する。 | 堤脚と外壁との間の距離を確認すること。 | 適　・　否 |
| 出入口 | 同３１条２号 | 切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さする。 | 当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 同３１条３号 | トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。 | 当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 勾配等 | 同３１条４号 | 土堤は４５度以下の勾配とする。（ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあっては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。）高さは煙火火薬庫の場合は軒高（1.5㍍未満の場合は1.5㍍）、その他の火薬庫及び一時置場にあっては屋頂の高さ以上とする。頂部の厚さは１㍍以上とする。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土留め | 同３１条５号 | 土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。 | 土留めの腐朽等がないこと。次の一以上の材料を用いたものとすること。１．土 ２．ソイルセメント ３．ジオテキスタイルで補強した土 | 適　・　否 |
| 通路 | 同３１条６号 | ２棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土堤面 | 同３１条７号 | 土堤面を芝草類又はセメントモルタル又は布製型枠（セメントモルタルを使用するものに限る）で被覆する。 | 芝草が剥げていないこと。枯草がないこと。セメントモルタル等が剥がれていないこと | 適　・　否 |

　◆**簡易土堤の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 同３１条１号 | 土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで１㍍以上の距離においてできるだけ接近して構築する。 | 堤脚と外壁との間の距離を確認すること。 | 適　・　否 |
| 出入口 | 同３１条２号 | 切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さする。 | 当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 同３１条３号 | トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。 | 当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 勾配等 | 同３１条の２１号 | 土堤の勾配は７５度以下とする。土堤の高さは、軒までの高さ（1.5㍍未満の場合は1.5㍍）以上とする。頂部の厚さは６０㌢以上とする。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土留め | 同３１条の２２号 | 爆発の際、軽量な飛散物となる側壁板及び支柱を用いて堅固な土留めとする。 | 土堤内の土、砂が十分に満たされていること。土圧により、板が破損していないこと。材料は木材、プラスティック材、軽量骨材を用いたセメント板であること。 | 適　・　否 |
| 通路 | 同３１条６号 | ２棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土堤頂部 | 同３１条の２３号 | 頂部は板等で覆い、できるだけ雨水が浸入しない構造とする。 | 板の乾燥により、隙間が大きくなっていないこと。 | 適　・　否 |

　◆**防爆壁の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 告　示 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 昭和３５年告７６号第１号 | 内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで、２㍍以上の距離においてできるだけ接近して構築する。 | 位置が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 構造 | 同２号 | 鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、基礎は堅牢に構築する。 | 基礎部が露出していないこと。 | 適　・　否 |
| 高さ | 同４号 | 煙火火薬庫の場合は軒高以上、爆発の危険のある日乾場では2.5㍍以上。 | 位置が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 壁の厚さ | 同４号 | 鉄筋コンクリートの場合・煙火火薬庫においては１５㌢以上・爆発の危険のある工室、火薬類一時置場，爆発の危険のある日乾場においては１０㌢以上。補強コンクリートの場合・煙火火薬庫においては１９㌢以上・爆発の危険のある工室、火薬類一時置場，爆発の危険のある日乾場においては１５㌢以上。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。壁面にヒビ割れ、風化がないこと。 | 適　・　否 |
| 緩衝措置 | 同５号 | 出入口の外に更に防爆壁を設ける等、直接の衝動波が外にでない措置をする。 | 当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |